

## 定額減税補足給付金（不足額給付）を支給します

国の経済政策に基づいて令和6年度に実施した「定額減税補足給付金（調整給付）」において、給付額に不足が生じた人に対し、追加で給付を行います。 **【税務課】**



### ●対象となる人

令和7年1月1日時点で橋本市に住所を有する人のうち、以下のいずれかに該当する人。

①令和6年度に実施した調整給付について、令和5年所得を基にした推計所得税額などを用いて算定したことにより、本来給付すべき額より少なく給付された人。

例) 令和5年の所得に比べ、令和6年の所得が減少したため、所得税額が減った人

②本人および扶養親族として定額減税の対象外であるとともに、低所得世帯向け給付の対象世帯主・世帯員に該当せず、給付要件（専従者または所得が48万円を超える）を満たす人。

例) 納税者である個人事業主の事業を手伝う配偶者などの専従者

※扶養親族がおらず、所得税・個人住民税を合わせて4万円の定額給付を受けた人、合計所得が1,805万円を超える人は対象になりません。

※対象となる人には、8月下旬までに「支給のお知らせ」または「確認書」を送付します。9月になっても届かない場合は、コールセンターへお問合せください。

### ●申請の方法

受け取った「支給のお知らせ」または「確認書」により、手続きを行なってください。原則、郵送またはオンライン申請のみ受け付けます。

### ●申請期限 10月31日(金)

### ●問合せ

橋本市給付金コールセンター ☎0120-25-5304  
※受付時間 8:30~20:00（土日・祝日含む）

### 振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意！



市や国の行政機関が下記のことを行うことは絶対にありません。不審な電話や訪問に注意してください。

- ・ショートメールで給付金について確認する
- ・給付金の受給にあたり、手数料の振込みを求める
- ・クレジットカードや預金通帳を預かったり、暗証番号を聞こうとしたりする

## 橋本市役所新庁舎整備基本構想 市民ワークショップを開催します

本市では本年度、新庁舎整備に関する基本構想を策定します。これに先立ち、市民の皆さんと一緒に新しい庁舎づくりを検討する市民ワークショップを開催します。ぜひご参加ください。 **【政策企画課】**



### ●日時 9月27日(土) 10:00~12:00

### ●場所 教育文化会館

### ●テーマ 新庁舎のコンセプトを考えよう！

### ●対象 橋本市に在住または通勤・通学している人

### ●定員 20人程度

### ●申込期限 8月27日(水)



### ●申込方法

申込みフォーム（下のQRコード）から申込みいただくか、市ホームページで入手できる参加申込書を下記へ持参または郵送してください。

### ●申込み・問合せ

〒648-8585（住所記載不要）  
総合政策部 政策企画課 ☎33-1576



## 避難行動要支援者登録制度

災害が起きたときに自分だけで避難するのが難しい人を、地域みんなで支えるための制度です。対象者を「避難行動要支援者名簿」に登録し、区・自治会長、民生委員・児童委員などにお渡しします。名簿は、災害時に早く対応できるよう地域の支え合いや日ごろからの声かけ、見守りに活用されます。 **【危機管理室】**



### ▶名簿対象者

市内に居住する在宅者のうち、次のいずれかの要件を満たす人。

- 要介護3以上の認定を受けている人
- 身体障害者手帳1級、2級または下肢、体幹、移動機能障害3級を有する人
- 療育手帳のA1、A2を有する人
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する人
- 人工呼吸器・在宅酸素・吸引器などを使用している難病患者で、和歌山県から情報提供があった人
- 独居（日中独居含む）の高齢者
- その他支援が必要と思われる人



### ▶注意事項

災害時の被害を少しでも減らすための制度ですが、支援が約束されるものではありません。日ごろからご家族や近隣、地域の人と積極的にコミュニケーションをとるよう心がけ、自助のための備えをお願いします。

### ▶問合せ

- 各種障害者手帳を交付されている人 福祉課 障がい福祉係 ☎33-3708
- 65歳以上の高齢者 いきいき健康課 高齢福祉係 ☎33-3705
- 上記以外の人、その他制度に関する相談 危機管理室 ☎33-6105

## 戸別受信機（防災ラジオ）を無償貸与しています

防災行政無線の放送内容を聞くことができる戸別受信機を無償で貸与しています。気象情報や避難情報などの緊急情報を入手できますので、貸与を希望する世帯でまだ申請が済んでいない場合は、以下の通り申請してください。 **【危機管理室】**



### ●戸別受信機（防災ラジオ）とは

- 防災行政無線の放送を受信すると、ラジオ放送を聴いていても自動的に切り替わります。
- 災害時などの緊急放送時は、設定している音量にかかわらず最大音量でお知らせします。
- 通常時は電源アダプターをコンセントにつないで使用してください。停電時は乾電池で作動します。

重要情報の聞き直しが可能な場合、赤く点滅します。「聞き直し」ボタンを押すと、最新の防災行政無線放送を聞き直すことができます。



### ●申請方法

危機管理室にお越しいただき、申請書に必要な事項を記入の上ご提出いただくか、オンライン申請フォーム（右のQRコード）からお申込みください。 ※申請には本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード）が必要です。



●防災行政無線の放送内容を確認するには 戸別受信機のほか、「橋本市公式LINE」や「防災はしもとメール」で配信されます。登録の方法などについて、市ホームページ（右のQRコード）で詳しく紹介しています。



### ●問合せ

危機管理室 ☎33-6105